文化芸術振興施策推進体制の構築事業業務委託仕様書

1 委託業務の名称

文化芸術振興施策推進体制の構築事業

2 事業の目的

文化芸術を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の様々な社会状況の影響により、従来から大きく変化してきている。

とりわけ新型コロナウイルス感染症の影響により、文化芸術活動の自粛や中止による 文化芸術活動の停滞、文化芸術活動者の経済的損失およびネットワークの喪失といった 課題が明らかとなった。

本事業により、これらの課題に対応するとともに、「文化芸術振興施策推進コーディネーター」(以下「コーディネーター」)を中心として以下の事業内容を企画・実施することで、「文化芸術の創り手や継承者の育成・支援」を推進することとする。

3 委託期間

契約日~令和7年3月31日

4 事業の内容

本事業では、次の(1)~(4)の取組を実施する。

(1) 文化芸術活動者向けの相談窓口の設置

文化芸術活動者向けの相談窓口の設置、相談会の開催を通じて文化芸術活動者を支援するとともにその活動の実態把握も併せて行う。

【相談窓口】

- 開設期間:令和6年9月~令和7年3月
- 開設場所:受託事業者事務所
- 留意事項:メールや電話で随時受け付け、文化芸術分野に関する知見を基に回答 すること。

【相談会】

- 開催時期:令和6年9月~令和7年3月(毎月1回)
- 開催場所:県内文化施設等
- 留意事項:対面での相談対応を前提とするが、実施方法については提案による。

(2) 文化芸術活動者向けの情報提供およびネットワークの構築

文化芸術活動者への情報提供およびネットワークを構築するための研修会や交流会を実施する。

【研修会】

- 開催内容:契約書の作成方法、確定申告の手順等の文化芸術活動者向けの内容
- 開催時期:令和6年9月~令和7年3月(3回)
- 留意事項:多数の参加者が見込めるよう、社会状況を考慮しながら内容を決定すること。

【交流会】

- 開催内容:文化芸術活動者同士の情報交換やネットワーク構築ができる内容
- 開催時期:令和6年9月~令和7年3月(2回)
- 留意事項:多数の参加者が見込めるよう、web 開催等も含めて実施手法を検討すること。

(3) 文化芸術活動者の実態調査

滋賀県文化振興基本方針(第3次)の改定に向けて、県が実施する県内文化団体 等へのヒアリング(毎月2~3回程度)に同行する。

また、ヒアリング結果や、相談窓口で得られた情報を基に調査および分析を行い、 報告書としてとりまとめる。

(4) 文化芸術活動者の情報発信

文化芸術ポータルサイト「SHiGA Art」の活用や充実を図るべく、県担当者に提案・助言を行うとともに、その運用についての支援を行う。

- 実施期間:令和6年8月中旬~令和7年3月
- 実施場所:受託事業者事務所および滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課執務室

5 文化芸術振興施策推進コーディネーターの設置

本事業の実施においては、事業専任者としてコーディネーターを 1 名置くことと する。

- コーディネーターは、受託事業者の指揮のもと、4(1)~(4)の事業の企画、 実施を行う。なお、コーディネーターは受託事業者の事務所等で月 10 日以上業務 の対応にあたること。
- コーディネーターは、本事業の目的に鑑み、文化芸術分野に関する幅広い知見および業務経験を有する者とする。

6 成果物

■ 中間報告書 2部

令和6年9月末時点における事業実績に対する分析を記載すること。その他の記載事項については県と協議の上決定する。

■ 事業報告書 2部

4 (1) ~ (4) の取組を網羅したものとし、事業に対する分析および考察を記載すること。その他の記載事項については県と協議の上決定する。

7 その他留意事項

- 事業の実施にあたっては、受託事業者の知見やノウハウを最大限に活用し、コーディネーターを全面的に支援すること。
- 受託者は、事業実施に際して4(1)~(4)の取組の実施方法およびスケジュールについて、あらかじめ県の承認を得ること。
- 委託経費における一般管理費は、事業費総額(税抜)の10%を上限として認める。
- 受託者は、業務の遂行状況について随時報告を行うものとする。
- 本仕様書に定めのない事項または本仕様書の内容等に疑義が生じた場合には、そ の都度、県と受託者で協議のうえ決定する。